その他告示

○文化庁告示第三十号

記録作成等の措置を講ずべき無形文化財の選択基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年十二月十六日

文化庁長官　都倉　俊一

記録作成等の措置を講ずべき無形文化財の選択基準の一部を改正する告示

記録作成等の措置を講ずべき無形文化財の選択基準（昭和二十九年文化財保護委員会告示第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
〔芸能関係〕 ［略］ 〔工芸技術関係〕 陶芸、染織、漆芸、金工その他の工芸技術のうち我が国の工芸技術の変遷の過程を知る上に貴重なもの 〔生活文化関係〕 生活文化（文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）第十二条に規定する生活文化のうち無形の文化的所産をいう。）のうち、我が国の生活文化の変遷の過程を知る上に貴重なもの	〔芸能関係〕 ［同上］ 〔工芸技術関係〕 陶芸、染織、漆芸、金工その他の工芸技術のうち我が国の工芸技術の変遷の過程を知る上に貴重なもの
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○文化庁告示第三十一号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項及び第百七十二条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡を管理すべき地方公共団体として、同表の下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同法第百十三条第三項の規定及び第百七十二条第三項において準用する第三十二条の二第三項の規定に基づき告示する。

令和七年十二月十六日

文化庁長官　都倉　俊一

上欄	
名称	指定告示
香坂山遺跡	令和七年文部科学省告示第七十八号

下欄
地方公共団体名
佐久市（長野県）

○文化庁告示第三十二号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡の指定地域のうち、香川県観音寺市の区域に属する部分を管理すべき地方公共団体として、同表の下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和七年十二月十六日

文化庁長官　都倉　俊一

上欄	
名称	指定告示
讃岐遍路道 大興寺道 曼荼羅寺道 出釋迦寺境内 甲山寺境内 善通寺境内 根香寺道 根香寺境内 志度寺境内 大窪寺道 大窪寺境内	平成二十五年文部科学省告示第百四十二号、平成二十六年文部科学省告示第百四十一号、平成二十九年文部科学省告示第百四十八号、令和三年文部科学省告示第二十五号及び令和七年文部科学省告示第八十号

下欄
地方公共団体名
観音寺市（香川県）

○文化庁告示第三十三号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡を管理すべき地方公共団体として、同表の下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和七年十二月十六日

文化庁長官　都倉　俊一

上欄	
名称	指定告示
坂本城跡	令和七年文部科学省告示第七十八号
多良木相良氏遺跡	令和七年文部科学省告示第七十八号
崇元寺跡	令和七年文部科学省告示第七十八号
大聖寺城跡	令和七年文部科学省告示第七十八号
韮山城跡 附付城跡	令和七年文部科学省告示第七十八号

下欄
地方公共団体名
大津市（滋賀県）
多良木町（熊本県）
那覇市（沖縄県）
加賀市（石川県）
伊豆の国市（静岡県）

○文化庁告示第三十四号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる名勝の指定地域のうち、沖縄県国頭郡国頭村の区域に属する部分を管理すべき地方公共団体として、同表の下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和七年十二月十六日

文化庁長官　都倉　俊一

上欄	
名称	指定告示
アマミクヌムイ	平成二十七年文部科学省告示第百六十九号、平成三十年文部科学省告示第百九十六号、令和元年文部科学省告示第八十五号及び令和七年文部科学省告示第八十二号

下欄
地方公共団体名
国頭村（沖縄県）